

この納付書で、当該事業年度又は連結事業年度の
市民税（法人）を納付してください。

1. 納付場所

区 分	名 称		
銀 行	みずほ・三菱UFJ・ 三井住友・りそな・但馬・ 山陰合同・中国・百十四・ みなと	国内の本・支店	
	労働金庫		近畿
信用金庫	神戸・姫路・播州・兵庫・ 日新・淡路・西兵庫・ 但陽		
	農業協同組合		あかし・兵庫南
漁業協同組合	なごさ信用漁業協同組合連合会		
信用組合	大阪協栄	明石市内の支店	
ゆうちょ銀行 及び郵便局	兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・ 和歌山県内のゆうちょ銀行及び郵便局		

※市役所またはあかし総合窓口、大久保・魚住・二見市民センターの
窓口でも納めることができます。

2. 延滞金について

納期限までに税金を納付されない場合には、次の延滞金額を加算
して納付しなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額
(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満で
あるときはその端数金額またはその全額を切り捨てます。)につい
て年14.6%（当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に祖
税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の
割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3
%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」
という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準
割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算し
た割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に
年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合
を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した
金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

3. 領収証書は大切に保管してください。

明 石 市 役 所 市 民 税 課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
電話 (078) 918 - 5014 (直 通)
(078) 912 - 1111 (代 表) 内線 4109